

議案第 8 1 号

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
について

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、児童福祉法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準及び栄養士法の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからで
ある。

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年大口町条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第１号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「第４項第１号」を「第６項第１号」に改め、同条中第５項を第７項とし、第４項を第６項とし、同条第３項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第６条第３項第１号中「当該地域型保育事業者」を「地域型保育事業者」に、「第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

(１) 地域型保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(２) 町長が地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第６条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

2 町長は、地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(保育所等との連携) 第6条 略 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援</u>（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) 略 (3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望により、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 <u>町長は、地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、</u>	(保育所等との連携) 第6条 略 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援を行うこと</u>。 (2) 略 (3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望により、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

新	旧
<u>第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u>	
<u>4 町長は、地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></u> <u>(1) 地域型保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u> <u>ア 地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 町長が地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u>	<u>2 町長は、地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></u> <u>(1) 地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>
<u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> <u>(1) 地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></u>	<u>3 前項の場合において、地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>(1) 当該地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保</u></u>

新	旧
(2) 略 <u>6</u> 略 <u>7</u> 略 (虐待等の禁止) 第 1 2 条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (食事の提供の特例) 第 1 6 条 略 (1) 略 (2) 当該地域型保育事業所又はその他の施設、保健所、町等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第 3 条 地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 5 9 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第 6 条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>1 5 年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	<u>育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）</u> (2) 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 (虐待等の禁止) 第 1 2 条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (食事の提供の特例) 第 1 6 条 略 (1) 略 (2) 当該地域型保育事業所又はその他の施設、保健所、町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第 3 条 地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 5 9 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第 6 条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>1 0 年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

児童福祉法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び栄養士法の一部改正に伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の内容

- (1) 被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項及び第3項が新設されたことに伴い、同条の規定を引用しているため改正するものです。
- (2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、町条例についても同様に改正するものです。

ア 連携施設経過措置の延長

地域型保育事業は原則0～2歳児を保育する事業であるため、卒園後の受け皿の確保として連携施設（保育所、認定こども園、幼稚園）を確保する必要がありますが、連携施設を確保しないことができるとする経過措置を10年から15年に延長するものです。

イ 保育内容支援に係る連携協力に関する見直し

集団保育を体験させるための機会の設定や保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言等のために設定する保育内容支援の連携施設について、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業者との連携が確保できれば、連携施設を確保しないことができることとします。

ウ 代替保育に係る連携協力に関する見直し

代替保育（地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって提供する保育）に係る連携協力について連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、連携施設を確保しないことができることとします。

(3) 従前、栄養士の免許を受けたものでなければ管理栄養士国家試験を受けることができなかったところ、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることを受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、栄養士の配置等を求めている部分について管理栄養士が追加されたことから、町条例についても同様に管理栄養士を追加するものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。